

## 竹島領有権確立運動 隠岐の島町集会における知事挨拶

平成 22 年 10 月 23 日

1. 「竹島領有権確立運動 隠岐の島町集会」の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
2. 本日、次世代を担う中高生をはじめ、町内外の多くの皆様の参加を得て、この集会がこのように盛大に開催されますことは誠に意義深く、心からお喜びを申し上げます。  
この集会を準備、開催されました隠岐の島町長をはじめとする関係者の皆様のご尽力に心から敬意を表する次第であります。
3. これまで、島根県は、竹島の領有権の確立に向けまして、平成 17 年に県議会で「竹島の日」条例を制定し、積極的に活動を行ってまいりました。これまでの動きを若干、振り返りますと、
  - ① まず、平成 17 年に設置した県の「竹島問題研究会」では、歴史資料等に基づいた実証的な研究を進め、その結果を公表し、「竹島」についての正しい理解の普及に努めてきております。
  - ② 平成 19 年には「竹島資料室」を県の施設として開設し、「竹島」に関する歴史的資料の収集、保管、公開を行っております。
  - ③ また、同年、県のホームページ上に開設した「Web 竹島問題研究所」は、インターネットを通じて研究成果を紹介したり、寄せられたご意見やご質問に対して回答などを行っております。
  - ④ また、県が作成した「竹島学習のための副教材」を、県内の全ての小中学校に配布し、竹島についてより充実した学習を実施しております。
  - ⑤ さらに、8 月には西郷港に「啓発広告塔」を設置するなど、広報、啓発活動に力を入れております。
4. また、国に対しましては、政府間交渉を粘り強く行うことを求め、さらに、国内外で竹島問題について正しい理解が進むよう働きかけてまいりました。  
政府における竹島問題を所管する組織の設置に対する要望などは実現しておりませんが、次のような一定の前進が見られました。
  - ① 平成 18 年には衆参両院で「竹島の領土権確立に関する請願」が採択されました。
  - ② 平成 20 年には、外務省により十カ国語の「竹島問題啓発のためのパンフレット」が作成され、各国に配布されました。
  - ③ さらに、中学校社会科の学習指導要領 解説に「竹島」を巡る領土問題について学習するよう記載されました。

こうした成果は、竹島問題の解決という観点から見ますと、小さな前進でしかありません。他方、「竹島の日」を制定して、島根県民が中心となって活動しなければこうした小さな前進も実現されなかったのではないかと、思われます。

5. 現在の状況は、竹島問題の解決からはほど遠いところにありますが、竹島問題は日韓両国の外交努力により平和的に解決すべきものであります。しかし、日韓間で外交交渉を行うような状況にはまだ至っておりません。政府におかれては、竹島問題の解決に向けて、どのようにして外交交渉を行っていくのか、その展望が示されていないことは誠に残念であります。

勿論、外交交渉が行われるためには、

第一に、日本国内において国民全体の理解と世論の盛り上がりが必要であります。

第二に、日本が国際社会に対して、竹島問題について正しい理解を求めるよう働きかけなければなりません。

第三に、韓国側に話し合いに臨んでもらわなければ、外交交渉は始まりません。そのためにはどうしたらよいのか、何が必要か、政府は展望を示すべきではないでしょうか。

6. また、竹島問題が外交交渉により解決できない間においては、政府は竹島周辺の暫定水域における漁業問題について韓国側と交渉を行うとともに、日本側の漁業者が被っている不利益について、政府による適切な対応が必要だと考えております。

7. 隠岐諸島をはじめとして国境に面した離島は、我が国の領土保全の上で極めて重要な役割を果たしております。このことに鑑み、国境離島の住民の方々の生活に支障が生じないように、国の適切な支援が講じられるよう、国に強く求めてまいりたいと考えております。  
さらに、こうした中で、竹島などの国境離島が果たす役割を、国民の皆様にも正しく理解していただくための施設を、隠岐の島町に設置することを国に求めてまいります。

8. 終わりになりますが、我々は、竹島問題の解決に向け、さらに努力を行っていかねばなりません。お集まりの皆様方におかれましては、引き続き、力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶に代えさせていただきます。